

なら工芸館指定管理者募集要項等に関する質問と回答について

令和4年10月4日

奈良市産業政策課

No	質問	回答
1	募集要項 P 2 「3 指定管理者の業務の範囲」の中の用語で用いられています「奈良工芸品」「奈良工芸」の定義は何ですか。また(株)高山製菓の「高山かきもち」や、イコマ製菓本舗の「レインボーラムネ」は、奈良工芸品に含まれますか。	工芸とは、人間の日常生活において使用される道具類のうち、その材料・技巧・意匠によって美的効果を備えた物品、及びその制作の総称と定義されます。長い歴史の中で、奈良市で育まれて発展した工芸を奈良工芸とし、食品は工芸品には含まれません。なお、食品販売等の提案をいただくことは、差し障りありません。
2	募集要項 P 3 「7 使用料等」についてお尋ねします。 (2)に「利用料金制の導入」と書かれています。この「利用料金制」とは「所定の入場料を来館者から収受すること」という意味合いですか。もしそうであった場合、収受した利用料金を、指定管理者が収納することはできますか。	ギャラリー等の貸館における利用料金制の導入についての協議を想定しておりますが、入館料の有料化についても必要に応じて協議させていただくことは可能です。なお、奈良市議会での議決が必要となる事項であり、必ずしも導入を約束するものではありません。入場料の収納先についても、協議の上決定する形になります。
3	募集要項 P 6 「11 募集に関する質問の受付」についてお尋ねします。前回（5年前）に指定管理者を募集されました際の質問と、それに対する回答を教えてください。	前回の募集時の質問はございませんでした。
4	募集要項 P 7 「12 選定の基準及び方法」についてお尋ねします。当指定管理者の選定に関わられる奈良市指定管理者選定委員の方のお名前、お仕事、所属などを教えてください。	適正な選定の実施の観点から、公表は差し控させていただきます。
5	業務仕様書 「なら工芸館条例」と「なら工芸館条例施行規則」を教えてください。 別表も教えてください。	下記URLをご参照ください。 <a href="https://ops-jg.dl-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A85DFA88B&amp;hourd=H412901010032&amp;no=1&amp;totalCount=2&amp;fromJsp=SrMj">https://ops-jg.dl-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A85DFA88B&amp;hourd=H412901010032&amp;no=1&amp;totalCount=2&amp;fromJsp=SrMj</a>

		<a href="https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jetcd=8A85DFA88B&amp;houcd=H412902100066&amp;no=2&amp;totalCount=2&amp;fromJsp=SrMj">https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jetcd=8A85DFA88B&amp;houcd=H412902100066&amp;no=2&amp;totalCount=2&amp;fromJsp=SrMj</a>
6	<p>業務仕様書 P 3</p> <p>「(4) 施設概要」の「エ 販売コーナー」についてお尋ねします。</p> <p>①運営主体は、奈良市様ですか。それとも指定管理者ですか。</p> <p>②もし仮に①のお答えが奈良市様の場合、収入と原価(包装代などの費用を含めて)は奈良市に帰属し、指定管理者は販売業務を執り行うのみ、と考えてよろしいですか。</p> <p>③もし仮に①のお答えが奈良市様の場合、現在販売していない商品販売を、指定管理者が行い、売上を指定管理者の収益としてもかまいませんか。</p> <p>④もし仮に③のお答えが「かまわない」の場合、または①のお答えが「指定管理者」の場合、現在の売上高と、商品の原価率(または粗利益)を教えてください。</p>	<p>①運営主体は指定管理者です。ただし、奈良工芸が持続可能な産業となれるよう、販路拡大等を図るよう努めてください。</p> <p>②無回答</p> <p>③無回答</p> <p>④委託販売の形態を取っており、売上の一部が販売手数料として指定管理者の収入となります。割合についての公表は差し控えさせていただきますが、販売手数料を含めた全体の売上高は以下のとおりです。</p> <p>平成28年度 2,009千円  平成29年度 1,772千円  平成30年度 2,242千円  令和元年度 2,035千円  令和2年度 1,442千円</p>
7	<p>業務仕様書 P 5</p> <p>「4 業務の内容」についてお尋ねします。「(1) 条例第3条に規定する…」  「(2) 条例第3条の2に規定する…」に記載されている各業務の内容につきまして、これまで具体的にどのような業務が取り組まれてきたのか、なるべく詳しく教えてください。また、各々の文章の最後に「過去の実績については別添資料参照」と書かれていますが、この「別添資料」とは、どれのことですか。</p>	<p>別添資料とは、ホームページよりダウンロードできる「なら工芸館の管理運営の状況に関する資料(文化事業)」です。下記URLをご参照ください。</p> <p><a href="https://www.city.nara.lg.jp/uploaded/attachment/150507.pdf">https://www.city.nara.lg.jp/uploaded/attachment/150507.pdf</a></p>
8	<p>業務仕様書 P 6</p> <p>「ウ その他①」についてお尋ねします。</p> <p>「館内での所定の場所以外での飲食・火気使用は厳禁」と書かれていますが、「所定</p>	<p>飲食は来館者が進入せず工芸品等の保管がない場所(事務所等)のみ、火気使用は給湯室のみ可能です。</p>

	の場所（飲食・火気使用が認められている場所）」とは、どこの場所のことですか？	
9	<p>業務仕様書 P 7</p> <p>「（４）自主事業に関する業務」についてお尋ねします。もし仮に、個展展示コーナーを指定管理者自身が使用して自主事業を企画し、その中で記念品などの販売を行う場合、収入は指定管理者に帰属すると考えてよろしいですか。</p>	貴見のとおりです。
10	<p>業務仕様書 P 7</p> <p>「（４）自主事業に関する業務」についてお尋ねします。施設の駐車場を有料駐車場にすることを提案してもよろしいですか。</p>	構いません。必要に応じて協議させていただきます。
11	<p>業務仕様書 P 8</p> <p>「（５）運営委員会に関する業務」についてお尋ねします。指定管理料に含まれる、運営委員会の開催に関する費用（金額）を教えてください。</p>	提供させていただくことができる収支状況は、別紙で示したもののみです。
12	<p>業務仕様書 P 8</p> <p>「５使用料等」についてお尋ねします。</p> <p>（１）イに記載の「施設及び備品等設備の使用料」を申し受けた場合に、その使用料は「指定管理者募集要項」P 3の「６管理運営に要する経費」の書かれておりまところの「自主事業の収益」として、指定管理者が収納することができますか。またこの「施設及び備品等設備の使用料」とは、具体的にどのようなものがありますか。一例としまして、ギャラリー阿字万字の使用料を想定しておりますが、それは正しいでしょうか。</p>	利用料金制が導入された際には、施設及び備品等設備の使用料は指定管理者の収入となります。「施設及び備品等設備の使用料」は、貴見のとおりギャラリー阿字万字の使用料です。具体的な料金等は「なら工芸館条例」及び「なら工芸館条例施行規則」をご参照ください。
13	<p>業務仕様書 P 9</p> <p>「６人員の配置等」について、お尋ねします。「（４）〔前略〕奈良工芸の振興に對し的確な事業の展開を指導し、助言することができる有識者」とは、具体的にどのような人材ですか。（現在配置されている人</p>	現在の館長は、秋篠手織の小野瑛子氏が務めております。

	物像について教えていただければ結構です)	
14	<p>業務仕様書 P 9</p> <p>「6 人員の配置等」についてお尋ねします。現在の職員の方々の勤務時間を教えてください。もしポストなどによって勤務時間が異なる場合、ポストなどごとに教えてください。</p>	提供させていただくことができる情報は既出のもののみです。提案事項となりますので、提示しません。
15	<p>業務仕様書 P 9</p> <p>「6 人員の配置等」について、お尋ねします。現在の人員配置と出勤人員を教えてください。例えば下のようにご回答いただけますとありがたいです。また各ポストにつきまして、正社員であるか、臨時職員であるかのご指定はありますか。</p> <p>〔例〕</p> <p>館長 1 名</p> <p>副館長 1 名（館長と副館長は少なくともどちらかが常駐）</p> <p>事務職員 3 名（このうち 2 名が出勤）</p> <p>工芸専属職員 3 名（このうち 2 名が出勤）</p> <p>販売員 4 名（臨時職員、1 日の前半出勤 1 名後半出勤 1 名）</p>	現在の人員配置と出勤人数について、提供させていただくことができる情報は既出のもののみです。提案事項となりますので、提示しません。また各ポストの正職員と臨時職員の別について、業務仕様書中、6. 人員の配置等「（1）管理運営責任者を置くこと。管理運営責任者は常勤の職員であること。」のとおり、管理運営責任者のみ常勤の職員である必要があります。
16	<p>業務仕様書 P 9</p> <p>「7 指定管理経費に関する事項」と、「なら工藝館収支状況」についてお尋ねします。P 9 記載の「人件費」「消耗品費」「印刷製本費」「光熱水費」「通信運搬費」「使用用及び賃借料」「手数料」「委託料」「保険料」「修繕料」「謝礼金」「租税公課」の各費目の内訳金額と、各費目が「なら工藝館収支状況」の「人件費」「事業費・管理料」「光熱水費」のどこに含まれているかを教えてください。</p>	別紙 1 及び別紙 2 を参照ください。

17	<p>業務仕様書</p> <p>仕様書が添付されている下記業務についてお尋ねします。現在、各業務に実際に携わっておられる事業者（指定管理者が再委託している事業者）を教えてください。また、それらの事業者の中で、指定管理者が変わった場合に委託できなくなる事業者（すなわち、新しい指定管理者が、再委託できる事業者をゼロから探さないといけない業務）はありますか？また、新しい指定管理者が継続して、従来の事業者に再委託する方が、スムーズに事業継承ができるかと思うのですが、そのような主旨に沿って、既存の再委託先様を紹介していただくことは可能でしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃業務</li> <li>・機械警備業務</li> <li>・電気工作物保安管理業務</li> <li>・エレベーター保守点検業務</li> <li>・空調設備保守点検業務</li> <li>・シャッター・防煙たれ壁保守定期点検</li> <li>・植栽年間管理委託</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①清掃</li> <li>②機械警備</li> <li>③電気工作物保安管理</li> <li>④昇降機保守点検</li> <li>⑤消防用設備保守点検</li> <li>⑥自動扉保守点検</li> <li>⑦空調設備点検</li> <li>⑧シャッター・防煙たれ壁保守点検</li> <li>⑨一般廃棄物処理費</li> <li>⑩ウェブサイト保守点検</li> <li>⑪建築物等定期点検</li> </ul> <p>以上の事項について再委託しています。委託先については、現指定管理者のノウハウ等の保護の観点から公表は差し控えさせていただきます。</p> <p>また再委託先の事業者との契約は、現指定管理者が締結しているため、奈良市が紹介することはできかねます。</p>
18	<p>「なら工芸館事業実施状況」についてお尋ねします。この表は「指定管理者管理業務仕様書」P7「(4) 自主事業に関する業務」に書かれておりますところの「自主事業」の実績である、という認識で合っていますか。もし認識が相違している場合、「なら工芸館事業実施状況」記載の事業と、「自主事業」との違いは何でしょうか？</p>	<p>こちらの表では、指定管理事業と自主事業の両方を記載しています。</p> <p>実数を示しているのが指定管理事業であり、工芸体験教室等の自主事業は名称のみを記載しています。</p>
19	<p>「なら工芸館収支状況」について、お尋ねします。</p> <p>人件費（1年度当り）の内訳を、役職別に教えてください。</p>	<p>提供させていただくことができる収支状況は、別紙で示したもののみです。</p>

20	「なら工藝館利用状況」についてお尋ねします。入館者数には、「なら工藝館事業実施状況」に記載の「参加者数」は含まれていますか。	純粋な入館者数を計測しているため、館内で実施されている事業の参加者については含まれています。
21	「なら工藝館利用状況」「なら工藝館事業実施状況」についてお尋ねします。研修室の利用や、各事業の実施は、どなたが、どのような事業に使っておられますか。これまでのご実績をなるべく詳しく教えてください。	自主事業の工芸体験教室や工芸フェスティバル、子ども工芸教室でのイベントに使用しております。詳しくは「なら工藝館の管理運営の状況に関する資料（文化事業）」をご参照ください。  <a href="https://www.city.nara.lg.jp/uploaded/attachment/150507.pdf">https://www.city.nara.lg.jp/uploaded/attachment/150507.pdf</a>
22	「なら工藝館利用状況」についてお尋ねします。この「入館者数」は実数ですか、それとも概数ですか。もし実数の場合、どのように計測されましたか。	実数です。入口にあるカウンターで計測しています。
23	公用車はありますか。もしある場合、指定管理者が使用できますか。もし公用車はあるが指定管理者が使用できない場合、または公用車がない場合、指定管理者が準備する社用車を、施設内に駐車してもかまいませんか。	令和5年度以降は、公用車の準備の予定はありません。なお、指定管理者が準備する社用車を施設内に駐車していただくことは可能ですが、事前にご相談いただく必要があります。
24	受電設備の設備容量をご教示願います。また、単線結線図を開示いただきたいです。	以前にメールにてお送りしたなら工藝館の図面内に示されており。不達または再送をご希望の場合はご連絡ください。
25	照明設備の中に、LED化されていない器具は存在しておりますでしょうか？	一部水銀灯を使用している箇所があります。
26	機械警備について、現在ご利用のセンサー類をそのまま引き継ぐことは可能でしょうか？	引き継いでいただけます。
27	別紙個別業務委託書「清掃業務委託仕様書」において、常駐従事者1名となっていますが、これは施設運営スタッフとの兼務	常時清掃ができる体制を整えていただければ、常駐従事者1名は必ずしも専属従事者である必要はありません。

	が可能でしょうか？あるいは清掃にのみ従事する常駐者でしょうか？	
28	なら工芸館収支状況 事業活動支出について、内訳をご教示ください。	別紙1及び別紙2を参照ください。
29	審査項目表について 指定管理料の評価・採点について、今年度予算の比較は、提案する指定管理期間の平均という理解でよろしかったでしょうか？	貴見のとおりです。
30	仕様書 P9 6. 人員の配置 奈良県工芸協会から推薦される館長の待遇、給与については指定がありますでしょうか？	奈良市として指定しているものはございません。
31	仕様書 P10 8. リスク分担表 物価変動のリスク分担について、昨今の社会情勢から、光熱水費の上昇について何%の上昇を予測されていますか？予測できないほどの上昇であっても、指定管理者のリスクとなりますでしょうか？	光熱水費の上昇に伴う指定管理料の増額は想定しておりません。原則は指定管理者のリスクとなります。
32	現在展示されている作品に対しての保険は、現在どのようにされていますでしょうか？	業務仕様書P8の内容を充足する内容の協定を締結し、その内容を満たすように民間の保険会社と指定管理者で契約しています。
33	仕様書 P5 4. 業務の内容 (1) ア 奈良工芸品並びにその制作道具及び材料の収集及び展示に関する事。 「材料の収集」とは具体的にどのような業務でしょうか。 例えば、収集について市の方針や年間収集数、対象工芸家、金額が決まっているのか、指定管理者の考えで行うことなのか、収集基準があるのか。また、指定管理費の中から年額でねん出をすることになるのか。などについて基本事項をご教示ください。	「材料の収集」とは、展示及び企画等に用いる場合において、必要に応じて作品等と同様に収集いただくものであり、市の方針や基準が存在するものではございません。また、費用は指定管理料から支出いただくこととなります。

34	<p>仕様書 P 5 4. 業務の内容</p> <p>(1) エ 奈良工芸の研究、創造及び制作技術の伝承に関すること。</p> <p>指定管理者に求められる「奈良工芸の研究」とはどのような事項になるでしょうか。</p> <p>従来の研究成果事例や、イメージをご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>「奈良工芸の研究」とは、後継者支援策・市場のニーズ調査・販売コーナーのレイアウト研究・イベントの企画など、奈良工芸の振興発展のために検討していただく一連の事項を指しています。</p>
35	<p>仕様書 P 8 4. 業務の内容</p> <p>(5) 運営委員会に関する業務なら工芸館運営委員会の業務に関して、現在の活動と指定管理者の負担費用の概略についてご教示ください。工芸家への謝金等の発生有無など、予算計画の参考としたいです。</p>	<p>運営委員会は1年に1度運営委員や市が参集し、当年度事業の総括と翌年度事業の計画を審議します。謝金等の費用については、別紙1をご参照ください。</p>
36	<p>仕様書 P 9 6. 人員の配置等</p> <p>(4) 館長の配置</p> <p>館長の選定に関して、指定管理者は特に関与しない捉え方でよろしいですね。</p> <p>また、指定管理経費に含まれる館長の人件費（年額）についてもご教示ください。</p>	<p>貴見のとおりです。</p> <p>館長個別の人件費については、別紙1をご参照ください。</p>
37	<p>様式第3号</p> <p>収支予算書は、令和5年度分の作成のみでよろしいですね。</p> <p>例えば令和6年度以降の指定管理期間において、提供サービスの向上や、集客に向けた業務改善などを目的に利用料金制の導入検討を行う場合には、予算書の組み立てが再度必要になってくると想定されます。</p>	<p>様式第3号へご記入いただくのは、令和5年度のみで結構です。令和6年度以降も含めた指定期間における収支計画の概要については「様式第2号、2、(5)、①指定管理料の提案額及び指定期間における収支計画の概要」へご記入ください。</p>